

雇 児 総 発 0331 第 13 号
平 成 29 年 3 月 31 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
児 童 相 談 所 設 置 市
中 核 市
施 行 時 特 例 市
特 別 区

児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公 印 省 略)

「児童相談所を設置する市について」の一部改正について

標記については、平成20年8月29日雇児総発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童相談所設置する市について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

別紙 新旧対照表「児童相談所を設置する市について」（平成 20 年 8 月 29 日雇児総発第 0829001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児総発第 0 8 2 9 0 0 1 号 平成 2 0 年 8 月 2 9 日</p> <p>都道府県 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課長</p> <p style="text-align: center;">児童相談所を設置する市について</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条の 4 第 1 項により、法中都道府県が処理する事務で政令に定めるものは、児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）が処理することとなっているところである。</p> <p>児童相談所設置市の基本的な考え方等については、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に関する留意点について」（平成 17 年 2 月 25 日雇児総発第 0225002 号本職通知）の第 1 の 1 の (3) においてお示ししていたところであるが、今般、地方分権改革推進要綱（平成 20 年 6 月 20 日地方分権改革推進本部決定）第 2 の 1 の (1) の【保健所・児童相談所】を踏まえ、児童相談所設置市として政令で</p>	<p style="text-align: right;">雇児総発第 0 8 2 9 0 0 1 号 平成 2 0 年 8 月 2 9 日</p> <p>都道府県 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課長</p> <p style="text-align: center;">児童相談所を設置する市について</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条の 4 第 1 項により、法中都道府県が処理する事務で政令に定めるものは、児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）が処理することとなっているところである。</p> <p>児童相談所設置市の基本的な考え方等については、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に関する留意点について」（平成 17 年 2 月 25 日雇児総発第 0225002 号本職通知）の第 1 の 1 の (3) においてお示ししていたところであるが、今般、地方分権改革推進要綱（平成 20 年 6 月 20 日地方分権改革推進本部決定）第 2 の 1 の (1) の【保健所・児童相談所】を踏まえ、児童相談所設置市として政令で</p>

新	旧
<p>個別に定める際の考え方等について、改めて下記のとおり取りまとめたので、その内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に周知を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 児童相談所設置市の考え方 児童相談所は、児童福祉行政の中核として、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等を的確に捉えるとともに、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う行政機関として設置されるものである。 こうしたことから、児童相談所設置市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要であり、児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行うこととしている事務と同様のものである。 児童相談所設置市となるためには、こうした事務を遂行するための人的体制等の整備が必要である。</p> <p>2 国における政令指定の手続について 国は、児童相談所設置市への移行を希望する市（特別区を含む。以下「希望市」という。）から政令指定の要請があった際には、希望市における事務遂行体制や希望市と都道府県の連携体制等について支障がないことを確認し、速やかに政令指定に必要な手続を</p>	<p>個別に定める際の考え方等について、改めて下記のとおり取りまとめたので、その内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に周知を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 児童相談所設置市の考え方 児童相談所は、児童福祉行政の中核として、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等を的確に捉えるとともに、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う行政機関として設置されるものである。 こうしたことから、児童相談所設置市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要であり、児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行うこととしている事務と同様のものである。 児童相談所設置市となるためには、こうした事務を遂行するための人的体制等の整備が必要である。</p> <p>2 国における政令指定の手続について 国は、児童相談所設置市への移行を希望する市（以下「希望市」という。）から政令指定の要請があった際には、希望市における事務遂行体制や希望市と都道府県の連携体制等について支障がないことを確認し、速やかに政令指定に必要な手続を行うこととする。</p>

新	旧
<p>行うこととする。</p> <p>なお、国における確認は、以下の（１）～（３）についての希望市からの報告に基づき行うものとする。</p> <p>（１）希望市における事務遂行体制の確保 希望市において、１に掲げる事務を一貫して遂行するための人的体制の整備や児童福祉施設の確保等が見込まれていること。</p> <p>（２）希望市と都道府県との連携体制の確保 一時保護や児童福祉施設の入所等に関する広域的な調整、児童相談所立ち上げ当初の支援、特に高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応などに関して、都道府県が適切に希望市に助言又は援助を行う体制が確保されると見込まれていること。</p> <p>（３）希望市と都道府県との協議状況について 上記（１）及び（２）について、希望市と都道府県とが十分に協議を実施しており、希望市の児童相談所設置市への移行後も、児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを都道府県においても確認していること。</p> <p>3 留意点 希望市及び都道府県においては、児童相談所設置市への移行に当たって、地域住民にとって事務移管等に伴う不都合が生じないよう十分な配慮が必要である。特に、同一市内に児童相談所が併存することとなる場合には、各々の児童相談所の担当区域を地域住民に十分周知すること。 また、地域住民の利便性向上についても十分に配慮すること。</p>	<p>なお、国における確認は、以下の（１）～（３）についての希望市からの報告に基づき行うものとする。</p> <p>（１）希望市における事務遂行体制の確保 希望市において、１に掲げる事務を一貫して遂行するための人的体制の整備や児童福祉施設の確保等が見込まれていること。</p> <p>（２）希望市と都道府県との連携体制の確保 一時保護や児童福祉施設の入所等に関する広域的な調整、児童相談所立ち上げ当初の支援、特に高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応などに関して、都道府県が適切に希望市に助言又は援助を行う体制が確保されると見込まれていること。</p> <p>（３）希望市と都道府県との協議状況について 上記（１）及び（２）について、希望市と都道府県とが十分に協議を実施しており、希望市の児童相談所設置市への移行後も、児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを都道府県においても確認していること。</p> <p>3 留意点 希望市及び都道府県においては、児童相談所設置市への移行に当たって、地域住民にとって事務移管等に伴う不都合が生じないよう十分な配慮が必要である。特に、同一市内に児童相談所が併存することとなる場合には、各々の児童相談所の担当区域を地域住民に十分周知すること。 また、地域住民の利便性向上についても十分に配慮すること。</p>

<改正後全文>
雇児総発第 0829001 号
平成 20 年 8 月 29 日
(改正経過)
雇児総発 0331 第 13 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県
指定都市 児童福祉主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局総務課長

児童相談所を設置する市について

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 59 条の 4 第 1 項により、法中都道府県が処理する事務で政令に定めるものは、児童相談所を設置する市(特別区を含む。以下同じ。)として政令で定める市(以下「児童相談所設置市」という。)が処理することとなっているところである。

児童相談所設置市の基本的な考え方等については、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に関する留意点について」(平成 17 年 2 月 25 日雇児総発第 0225002 号本職通知)の第 1 の 1 の(3)においてお示ししていたところであるが、今般、地方分権改革推進要綱(平成 20 年 6 月 20 日地方分権改革推進本部決定)第 2 の 1 の(1)の【保健所・児童相談所】を踏まえ、児童相談所設置市として政令で個別に定める際の考え方等について、改めて下記のとおり取りまとめたので、その内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に周知を図られたい。

記

1 児童相談所設置市の考え方

児童相談所は、児童福祉行政の中核として、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置

かれた環境等を的確に捉えるとともに、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う行政機関として設置されるものである。

こうしたことから、児童相談所設置市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要であり、児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行うこととしている事務と同様のものである。

児童相談所設置市となるためには、こうした事務を遂行するための人的体制等の整備が必要である。

2 国における政令指定の手續について

国は、児童相談所設置市への移行を希望する市（特別区を含む。以下「希望市」という。）から政令指定の要請があった際には、希望市における事務遂行体制や希望市と都道府県の連携体制等について支障がないことを確認し、速やかに政令指定に必要な手續を行うこととする。

なお、国における確認は、以下の（１）～（３）についての希望市からの報告に基づき行うものとする。

（１）希望市における事務遂行体制の確保

希望市において、１に掲げる事務を一貫して遂行するための人的体制の整備や児童福祉施設の確保等が見込まれていること。

（２）希望市と都道府県との連携体制の確保

一時保護や児童福祉施設の入所等に関しての広域的な調整、児童相談所立ち上げ当初の支援、特に高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応などに関して、都道府県が適切に希望市に助言又は援助を行う体制が確保されると見込まれていること。

（３）希望市と都道府県との協議状況について

上記（１）及び（２）について、希望市と都道府県とが十分に協議を実施しており、希望市の児童相談所設置市への移行後も、児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを都道府県においても確認していること。

3 留意点

希望市及び都道府県においては、児童相談所設置市への移行に当たって、地域住民にとって事務移管等に伴う不都合が生じないように十分な配慮が必要である。特に、同一市内に児童相談所が併存することとなる場合には、各々の児童相談所の担当区域を地域住民に十分周知すること。

また、地域住民の利便性向上についても十分に配慮すること。